

在宅医療提供体制強化事業

市町村が行う介護保険制度における「**在宅医療・介護連携推進事業**」への支援等により、地域における**在宅医療提供体制の強化**を図る。

在宅医療グループ診療運営事業

- 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、「在宅医」、「在宅医療未経験の医師」、「急変時の受入を行う医療機関」によるグループを編成し、主治医・副主治医制、休日日夜間等不在時の代診制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成
- カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別研修に要する費用に対し補助

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助上限額（※）
副主治医・調整担当者の人件費・活動経費、代診医・後方病床に支払う協力金など在宅医療グループ診療の運営に必要な次に掲げる経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10 以内	6,030千円 (札幌市は各区ごと)

(※副主治医人件費(2,500千円)、調整担当者人件費(1,000千円)、研修経費(600千円)、代診制協力費(930千円)、後方病床協力費(1,000千円)ごとに補助基準額の上限あり。)

○提出書類

- ・(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「1 在宅医療グループ診療運営事業」計画書
- ・1 在宅医療グループ診療運営事業所要額(精算額)明細書

在宅医療提供体制強化事業

在宅医療体制支援事業

○在宅医療を担う医療機関が少なくグループ制がとれない地域（在宅療養支援診療所等の合計が3以下の市町村）において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助

- ・ 休日夜間等不在時の代替医師にかかる費用
- ・ 後方支援病院における受入病床の確保費用
- ・ 半径16kmを越えた訪問診療（診療報酬算定不可）に要する経費

○事業実施に係る調整担当者を配置（医師との兼務可）

○実施に当たっては、医療機関、郡市医師会、市町村相互に調整・共有を経る。

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助上限額（※）
調整担当者の人件費・活動経費、代診医・後方病床に支払う協力金、遠隔地の訪問診療に要する経費など、在宅医療の体制支援に必要な次に掲げる経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10 以内	2,430千円

（※調整担担当者人件費（400千円）、研修経費（600千円）、代診制協力費（930千円）、後方病床協力費（1,000千円）、遠隔地訪問診療（99,960円ごとに補助基準額の上限あり。）

○提出書類

- ・ (別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「2 在宅医療体制支援事業」計画書
- ・ 2 在宅医療体制支援事業所要額（精算額）明細書

在宅医療提供体制強化事業

在宅医療推進事業（訪問看護ステーション設置促進等）

- 訪問看護ステーション不足地域におけるステーション設置等に対する立ち上げ支援
- 看取り・緩和ケア・認知症・リハビリテーションなど在宅療養に資する研修実施への支援

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
在宅医療の推進に資する取組の必要な次に掲げる経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金】	市町村	1/2 以内	○設備（初度のみ）1,300千円 ○運営費3,000千円（250千円×12月） ○研修等1,000千円 （札幌市は各区1,000千円）

- 提出書類・(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「3 在宅医療推進事業」計画書
・3 訪問看護ステーション設置促進等所要額（精算額）明細書

訪問診療用ポータブル機器等整備事業

- 在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において、ポータブルのエコー、心電図、X線装置など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し補助。
※訪問診療用として使用するものに限る。

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
訪問診療用のポータブル機器等の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費	医療機関 都市医師会 訪問看護ステーション	1/2 以内	医療機関3,000千円 都市医師会6,000千円

- 提出書類・(別記1号様式) 在宅医療提供体制強化事業「4 訪問診療用ポータブル機器等整備事業」計画書
・整備機器のカタログ、見積書

○留意事項

医療機関においては、診療報酬上の往診料又は訪問診療料を算定している、年度内に算定する見込みであること。

在宅医療提供体制強化事業

在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業

- 在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有ネットワーク構築のための設備整備に補助

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
在宅医療多職種連携ICTネットワークの構築に必要な次に掲げる経費 委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし補助対象者の施設内のみの情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は、地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金で対象となる経費を除く。）	市町村 医療機関 医師会 訪問看護 ステーション	1/2 以内	○ネットワークの構築2,000千円 ○タブレット等の端末（初度のみ）150千円

○提出書類

- ・（別記1号様式）在宅医療提供体制強化事業「5 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業」計画書
- ・ 5 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業所要額（精算額）明細書、整備機器のカタログ、見積書

在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築アドバイザー事業

- 地域にふさわしい継続性のある在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けて、ICTの専門家からコンサルティングを受けるのに必要な次に掲げる経費 ※構築前、構築年、構築後のいずれか2年間限定 【委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費】	市町村 医療機関 医師会 訪問看護 ステーション	10/10 以内	2,710千円

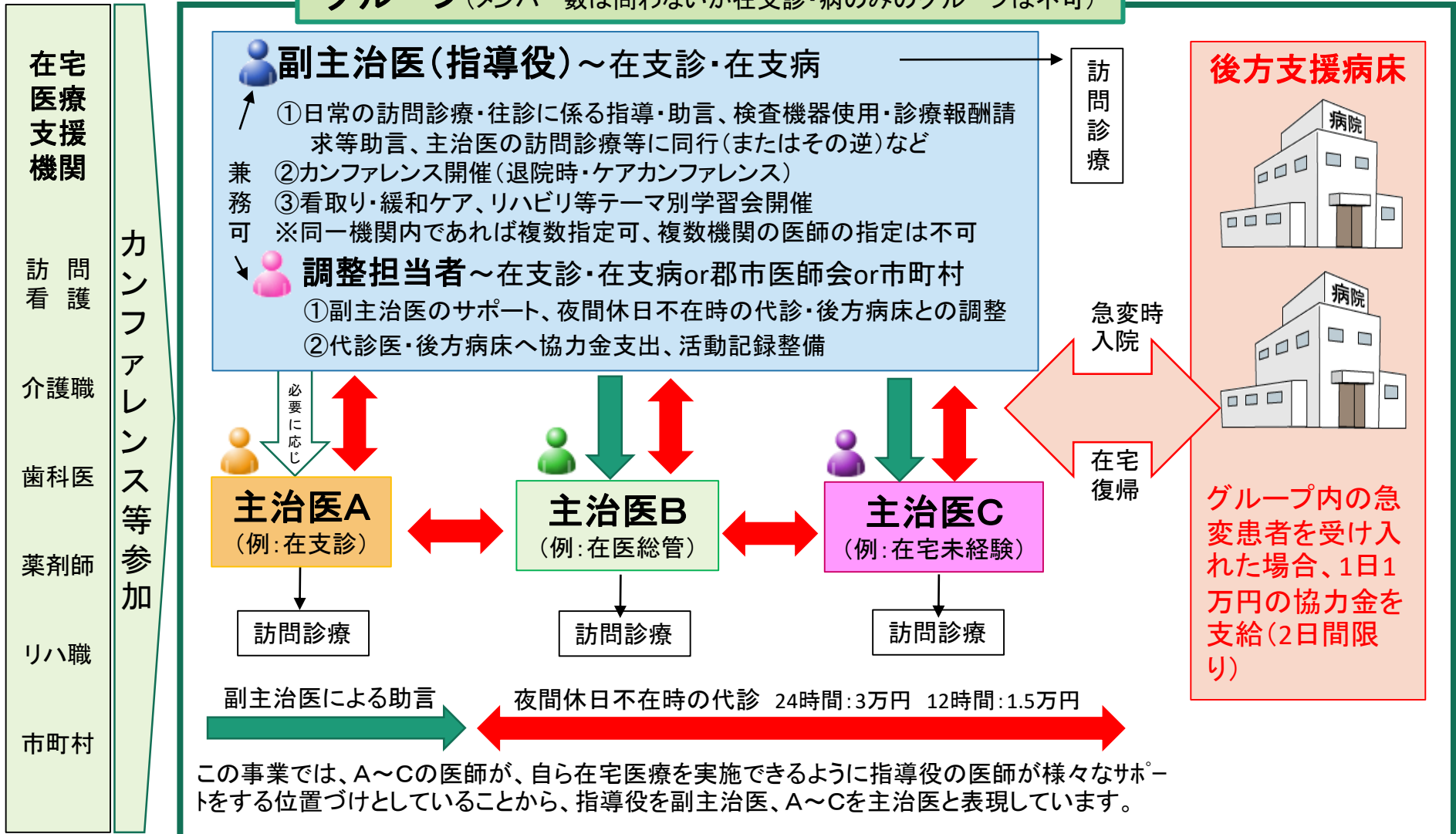
○提出書類

- ・（別記1号様式）在宅医療提供体制強化事業「6 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築アドバイザー事業」計画書
- ・ 6 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築アドバイザー事業所要額（精算額）明細書、見積書

在宅医療グループ診療運営事業

- ①在支診・在支病等が実施～郡市医師会や市町村と調整・共有の上、グループ編成、副主治医・調整担当者を配置
- ②郡市医師会が実施～市町村と調整・共有の上、グループ編成、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定
- ③市町村が在宅医療・介護連携推進事業(ウ)を踏まえ実施～郡市医師会と調整・共有の上、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定、または①②に委託

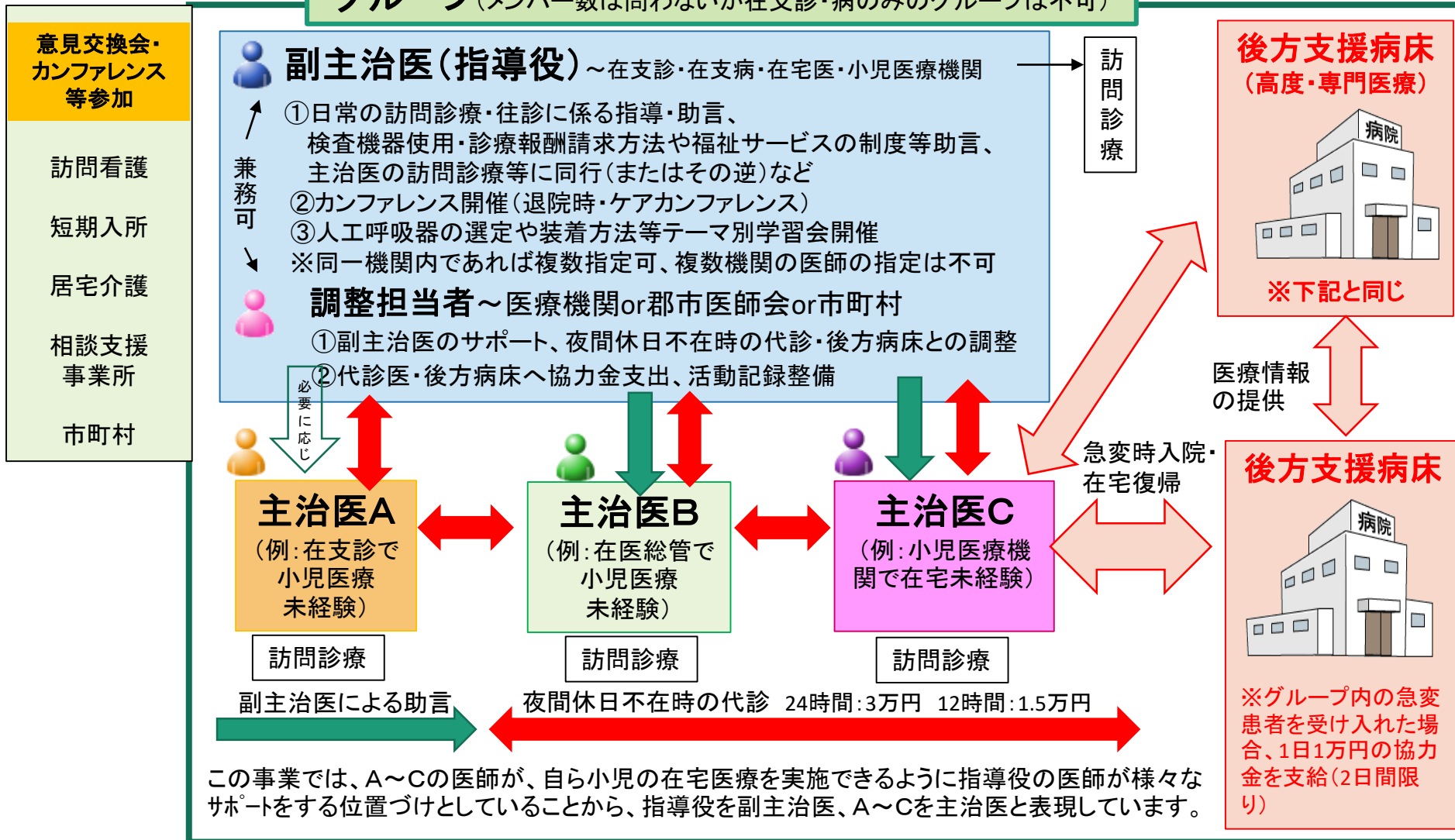
グループ(メンバー数は問わないが在支診・病のみのグループは不可)



在宅医療グループ診療運営事業（小児）

- ①小児科医療機関又は在支診・病が実施～道事業での協議を経てグループ編成、副主治医・調整担当者を配置
- ②郡市医師会が実施～市町村事業や道事業の協議を経てグループ編成、調整担当者を配置し事務局機能を担い副主治医を指定
- ③市町村が実施～在宅医療・介護連携推進事業(ウ)を踏まえ調整担当者を配置し事務局機能を担い副主治医を指定、または①②に委託

グループ（メンバー数は問わないが在支診・病のみのグループは不可）



この事業では、A～Cの医師が、自ら小児の在宅医療を実施できるように指導役の医師が様々なサポートをする位置づけとしていることから、指導役を副主治医、A～Cを主治医と表現しています。

地域医療情報連携ネットワーク構築事業

ICTを活用して患者情報を共有（主に電子カルテ等の情報）することで、関係者間の連携の推進、救急医療等の効率化を図る。

※介護サービス事業者を含んだ形でのネットワーク構築も対象

※電子カルテの情報共有を伴わないものについては、「在宅医療提供体制強化事業」に移行

1 地域医療情報連携ネットワーク構築事業

（補助対象者：医療機関、市町村、医師会）

概要	補助基準額	補助率
○医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステム設備整備に補助 ※介護サービス事業者も含む	1 病院等当たり 30,000千円	1/2 以内
○既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大	1 診療所等当たり 20,000千円	

2 地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業

（補助対象者：医療機関、市町村、医師会）

概要	補助基準額	補助率
○地域にふさわしい継続性のあるネットワークの構築に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助 （委託費、報償費等） ※構築前、構築年、構築後のいずれか2年間限定	1 医療機関等当たり 2,710千円	10/10 以内

3 防災用診療情報バックアップ事業

（補助対象者：病院）

概要	補助基準額	補助率
○浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、診療情報等を電子媒体により外部保存するための設備整備に補助	1 病院当たり 12,000千円	1/2 以内

地域医療情報連携ネットワークの最低基準（国基準）

新規で地域医療情報連携ネットワークを構築する場合は最低基準として以下の①～⑦全てを満たしていることが要件となります。

- ① 開示医療機関が複数（2以上）あること
- ② 毎月、ネットワークへの新規登録患者がいること（過去1年間の実績）
- ③ ネットワークへのアクセスが毎月あること（過去1年間の実績）
- ④ ネットワークへアクセスしている医療機関が複数（2以上）あること
- ⑤ 参加医療機関の負担があること（会費収入等の自主財源があること）
- ⑥ 標準的な規格に基づいた相互運用性の確保を図るため、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリー、病名、医薬品名、臨床検査、画像を用いた医療機関間の情報連携の際には、厚生労働省標準規格の採用を原則とすること。
- ⑦ 医療機関間連携の際に、厚生労働省標準規格である、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリーによる情報共有を行った実績があること、又はその計画があること。

留意事項

- 当該補助金については、厚生労働省に事前に承認が必要となることから、事業計画の内容によっては補助の対象とならない場合があります。
また、R6年度（2024年度）に補助申請を計画している場合については、R5年（2023年）9月の提出期限までに必ず事業計画を提出してください（期限までに提出がない場合はR6年度（2024年度）の補助対象とはなりませんのでご注意ください。）。
- 事業計画には、登録医療機関等、患者登録者数等の定量的な指標設定やネットワークの運営費の確保の記載が必要となります。
- 地域医療情報連携ネットワークについては、圏域内に複数のネットワークがあるにも関わらず、新たなネットワークが増加している事案もあることから、ネットワーク構築の効率化という観点も踏まえ、本補助金の採択に当たっては、地域医療構想調整会議での報告を求め、共有することを条件とします。